

令和7年度交通安全ポスター及び作文の募集要綱

1 目的

交通安全に関するポスター及び作文を募集することによって、児童・生徒の交通安全に対する関心と意識の高揚を図るとともに、これを広く活用して県民に交通事故防止を訴える。

2 主催

埼玉県警察
埼玉県教育委員会
(一財)埼玉県交通安全協会

3 後援

埼玉県交通安全対策協議会

4 募集部門及び応募資格

- (1) 交通安全に関するポスター及び作文の2種類とし、小学校低学年の部(1年生～3年生)、小学校高学年の部(4年生～6年生)及び中学生の部の3部門とする。
- (2) 県内公立小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に在学する児童及び生徒とする。

5 課題

交通安全についての的確に表現し、広く県民一般に交通安全に関する理解と実践を呼び掛けるものであること。

なお、作文については、家庭内で交通安全について話し合ったもの、あるいは自らの体験に基づくものなどであること。

6 規格

(1) ポスター

小学校低学年の部は原則として八つ切り(B4サイズ)、小学校高学年の部及び中学生の部は四つ切り(B3サイズ)を使用して作成するものとする。

なお、ポスターの図柄となる信号機の色・配列、標識・標示、通行区分等が誤って描かれなように、また、自動車乗車中は、シートベルトを着用する等に注意すること。

(2) 作文

小学校低学年の部は400字詰原稿用紙2枚以内、小学校高学年の部及び中学生の部は400字詰原稿用紙3枚以内とする。

7 応募方法

- (1) 各学校においては、児童及び生徒の作成したポスター及び作文の中から優秀な作品を選定し、地区交通安全協会(所轄警察署内)に提出する。

地区交通安全協会及び所轄警察署は、第1次審査を行い、別紙1に定める数の作品を埼玉県交通安全協会に送付する。

(2) 提出期限

ア 学校から地区交通安全協会(所轄警察署内)への提出期間

令和7年7月16日(水)から令和7年9月10日(水)までの間

イ 地区交通安全協会から埼玉県交通安全協会への提出期限

令和7年9月24日(水)

なお、提出期限は厳守すること。